

福祉・介護職員等特定処遇改善加算について

職員の処遇改善について令和元年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において、「福祉・介護等特定処遇改善加算」が創設されました。橘会では令和元年10月より当該加算の設定を行っておりますので、当法人の取り組みを下記に表示いたします。

	職場環境要件項目	当法人の取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者研修、サービス提供責任者、中堅職員に対するマネジメント研修受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するため代替職員確保を含む）	社会福祉士、介護福祉士等の国家資格取得を目指すスタッフへの勤務シフトの調整、資格取得時の特別休暇の付与、各種研修情報の提供、取得職員からのアドバイスを行っています。 サービス管理責任者、強度行動障害研修の受講を積極的に進めています。
	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	職位ごとの職責、対応能力、勤務内容、要件を明確にし、手当を支給しています。
労働環境 ・ 処遇の改善	子育てと仕事の両立を目的とした育児休業制度の充実等	育児休業制度の整備により所定労働時間の短縮や時間外労働の制限を可能にしています。
	ミーティング等による職場内の円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	職場内に委員会活動を設け月1回程度各部署によるミーティングを実施し職場内のコミュニケーションの円滑化を図っています。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	危機管理マニュアルを作成し、事故トラブルに備えています。
	健康診断・心の健康等の健康管理の強化、職員休憩室等の整備	定期的な健康診断を実施しています。 男女別の休憩スペースを設けています。
その他	職員の増員による業務負担の軽減	年間を通じて求人票を出しています。 無資格者を積極的に採用しています。 中途採用者（他職種からの転職、主婦層、中高年齢者等）に対して、勤務シフトの配慮や短時間勤務の配慮を行っています。